

# 活躍の場は全国へ

地方に出向する際は、消防庁が構築した制度を実施に移すという仕事を体験します。  
 ときには、自分が作った制度を現場で実施するといった貴重な経験をすることもあります。  
 このような機会を通じて、現場サイドの問題点を正しく理解し、  
 消防庁に戻った際はより実効性のある制度の企画・立案を行います。

## 救急隊の活動を全方位から支える

神戸市消防局  
 救急担当部長  
**中越 康友** なかごし やすとも



私はいま、消防庁から神戸市消防局に出向し、救急担当部長をしています。神戸市では平成29年10月に、短縮ダイヤル「#7119」による救急電話相談の救急安心センターを開設しました。緊急かどうか判断に迷う市民の不安に応え、適切な受診行動を案内し、緊急の場合には直ちに救急出動につなげるしくみ。救命につながる奏功事例も積み重ねられています。つぶさに実態を見つづ、運用の改善・調整に初期から関わるといった刺激的な機会となっています。

結果論で評価は難しい)を減らすため、#7119に加え、様々な方策を有識者会議で検討しています。実態調査や救急統計の分析を踏まえ、保健福祉部局と連携し、医師、弁護士、社会学者、論説委員、市民団体代表といった様々な方からいただく、地域で抱える難題に対しての知恵を結集しています。神戸市では約330名の救急隊員が交替制で日々忙しく救急活動しており、高度な救急技術を維持・獲得するための様々な教育研修も受けています。こうした救急隊の活動が円滑かつ効果的に遂行されるように支えることが重要な仕事です。

## 災害を未然に防ぐため、説得力のある指導を

東京消防庁  
 渋谷消防署予防課査察係  
**田中 翔** たなか しょう

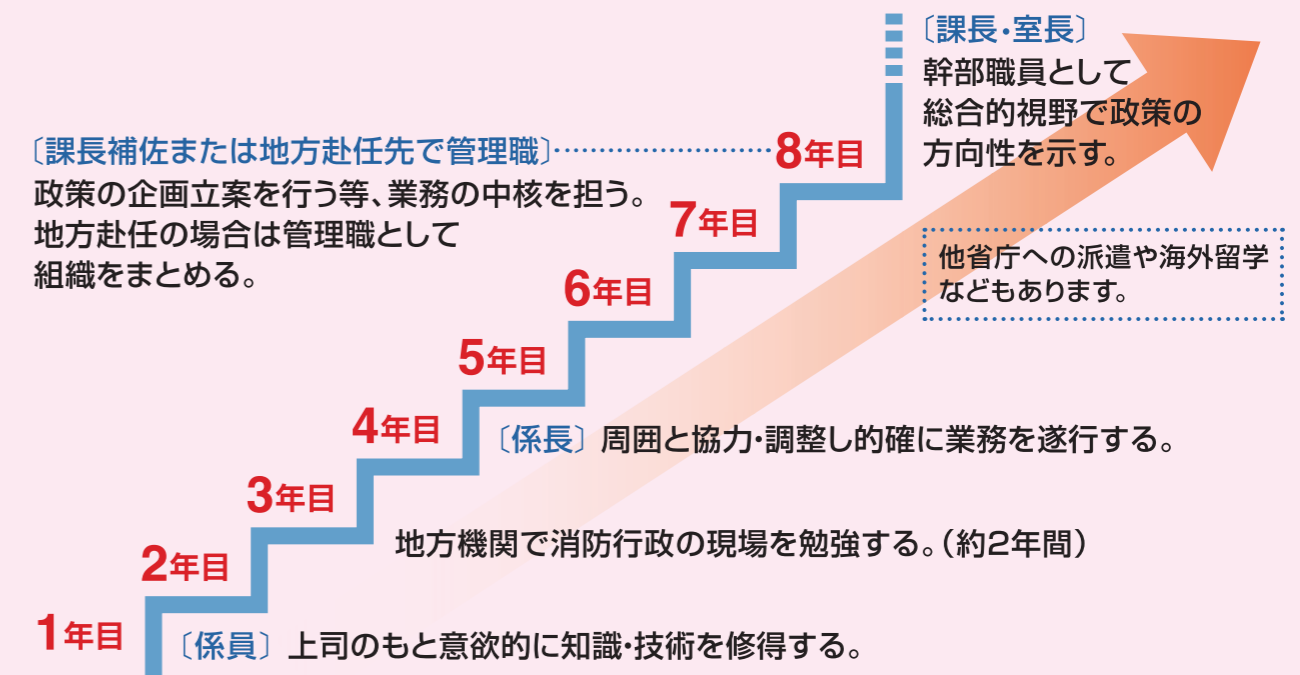


私は、消防庁から出向し、東京消防庁渋谷消防署の予防課査察係に勤務しています。査察とは、建物内の構造、設備、使用状況を見て、法令遵守の状況を確認し、もし違反事項があれば、その違反を自発的に是正してもらえるよう継続的に指導していく業務です。渋谷消防署の管轄区域には、渋谷駅周辺、恵比寿や原宿など全国でも有数の繁華街があります。そのような繁華街には古くからの建物が多く、煙を遮断するための区画が機能しなくなっている箇所が散見されます。平成13年9月に発生した新宿の雑居ビル火災でも多くの方が煙による被害を受けましたが、このような災害が二度と起こらないよう、建物内に防火上危険な箇所があ

れば、早期に是正するよう建物関係者に指導しています。是正のためには多くの場合工事が必要となり、建物関係者には経済的負担が求められます。現場で指導する立場としては、「なぜその工事が必要なのか」という点について、合理的に説明できないと納得させることはできません。合理的だと理解されれば、建物関係者も予算を組んで防火安全対策を講じてくれます。立入検査に出向して粘り強く説明し、その後は正された際には大きな達成感が得られますが、それと同時に、規制を受ける側の立場を考えた安全性を確保する方法も考えなくてはならないと実感しています。

●このほか、都道府県・市町村、他省庁などとの人事交流があります。

# 消防庁キャリアパスによるステップアップ(例)



# WLB (仕事と生活の調和) のための制度

WLBのための制度は、常に改善、見直しを行っています。

3歳未満の子どもを養育する場合 <b>育児休暇</b> 配偶者の就業等の状況にかかわらず取得可能	出産する場合 <b>産前・産後休暇</b> 産前6週間、産後は8週間 (多胎妊娠の場合は産前14週間)	生後1年未満の子を養育する場合 <b>保育時間</b> 1日2回それぞれ30分以内	小学校就学前の子どもを養育する場合 <b>育児短時間勤務</b> 勤務時間を短縮
小学校就学前の子どもを養育する場合 <b>育児時間</b> 1日の勤務時間の一部(2時間まで)を勤務しないことが可能	小学校就学前の子どもを看護する場合 <b>子の看護休暇</b> 年5日(対象となる子が2人以上の場合は年10日)	小学校就学前の子どもを養育、放課後児童クラブ等に通う小学生の子どもを送り迎え、又は父母等を介護する場合 <b>早出遅出勤務</b> 始業・終業時刻を繰上げ又は繰り下げて勤務	小学校就学前の子どもを養育、又は父母等を介護する場合 <b>深夜勤務・超過勤務制限</b> 深夜勤務は免除 超過勤務は月24時間・年150時間以内に制限
3歳未満の子どもを養育する場合 <b>超過勤務の免除</b>	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等を介護する場合 <b>介護休暇</b> 6ヶ月の期間内で必要と認められる期間	配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹等の介護等を行う場合 <b>短期介護休暇</b> 年5日(対象となる要介護者が2人以上の場合は年10日)	外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にする場合 <b>配偶者同行休業</b> 3年を超えない範囲内

キャリアパス・WLB